

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公表番号】特表2019-518570(P2019-518570A)

【公表日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2018-567663(P2018-567663)

【国際特許分類】

B 26 B 21/52 (2006.01)

B 26 B 21/14 (2006.01)

【F I】

B 26 B 21/52 A

B 26 B 21/14 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一つのかみそりの刃を含むかみそり刃カートリッジと、前記かみそり刃カートリッジの後面と結合されるハンドルとを備え、前記ハンドルの外形の少なくとも一部に沿って延びる貫通孔が前記ハンドルに形成され、

前記貫通孔は、前記かみそり刃カートリッジの後面に向くように形成される第1開放面と、前記第1開放面と対向する第2開放面を備えるかみそり。

【請求項2】

前記貫通孔は、前記第1開放面と隣接して下方に開放される第3開放面をさらに備える請求項1に記載のかみそり。

【請求項3】

前記かみそり刃カートリッジの後面に第1フック及び第2フックが形成され、前記ハンドルは、前記第1フックに結合される第1係止部と前記第2フックに結合される第2係止部とを備えることにより、前記かみそり刃カートリッジの後面に結合される請求項1に記載のかみそり。

【請求項4】

前記かみそり刃カートリッジは、前記第1フックの位置と対応する前面の箇所に前記少なくとも一つのかみそりの刃が挿入される安着部が形成される請求項3に記載のかみそり。

【請求項5】

前記ハンドルは、前記ハンドルの取っ手部から前記かみそり刃カートリッジに近い方向に向かって横断面積が広くなるように形成される請求項1に記載のかみそり。

【請求項6】

前記かみそり刃カートリッジは、前記少なくとも一つのかみそりの刃が収容される刃ハウジング及び前記刃ハウジングと組み立てられ、前記少なくとも一つのかみそりの刃を前記刃ハウジングに固定するカートリッジフレームを備え、

前記刃ハウジングは、前記カートリッジフレームの前面に垂直な方向において前記前面

よりもさらに突出した刃ハウジングガード部を備える請求項 1 に記載のかみそり。

【請求項 7】

前記刃ハウジングの側面は、外部に露出される請求項 6 に記載のかみそり。

【請求項 8】

前記かみそり刃カートリッジは、前記安着部が位置する面において前記かみそりの刃の位置よりも下方にガード部をさらに備える請求項 4 に記載のかみそり。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前記課題を解決するための本発明の実施形態によるかみそりは、少なくとも一つのかみそりの刃を有するかみそり刃カートリッジと、前記かみそり刃カートリッジの後面と結合されるハンドルとを備え、前記ハンドルの外形の少なくとも一部に沿って延びる貫通孔が前記ハンドル上に形成され、前記貫通孔は、前記かみそり刃カートリッジの後面に向くよう形成される第1開放面と、前記第1開放面と対向する第2開放面とを備える。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記かみそり刃カートリッジは、前記第1フックの位置と対応する前面の箇所に前記少なくとも一つのかみそりの刃が挿入される安着部が形成され得、前記ハンドルは、前記ハンドルの取っ手部から前記かみそり刃カートリッジに近い方向に向かって横断面積が広くなるように形成され得る。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

前記かみそり刃カートリッジは、前記少なくとも一つのかみそりの刃が収容される刃ハウジング及び前記刃ハウジングと組み立てられ、前記少なくとも一つのかみそりの刃を前記刃ハウジングに固定するカートリッジフレームを備え、前記刃ハウジングは、前記カートリッジフレームの前面に垂直な方向において前記前面よりも突出した刃ハウジングガード部を備え得る。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図2を参照すれば、かみそり刃カートリッジ20は、刃ハウジング21、少なくとも一つのかみそりの刃23、カートリッジフレーム22で構成され、ガード部をさらに備え得る。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

刃ハウジング21は、少なくとも一つのかみそりの刃23を収容し得、前記かみそりの刃23は、刃ハウジング21の前面部に位置する安着部211に挿入される。安着部211は、かみそりの刃23の下端が挿入されることにより、かみそりの刃23を刃ハウジング21に固定させる。安着部211は、必ずしも刃ハウジング21全体にわたって形成されなければならないものでなく、かみそりの刃23が刃ハウジング21から離脱せずに固定されることにより、切削時に加えられる力に耐えてひげ剃りが円滑に行われる程度にかみそりの刃23を固定できれば十分である。したがって、図2に示すように刃ハウジング21の長方向の両端と長方向の中央とに安着部211が位置し得る。安着部211の配置は、これに限定されず、刃ハウジング21の長方向に沿って均等な間隔で4箇所に配置されるなどの多様な実施形態が可能である。安着部211の一実施形態と異なる配置については、本発明の他の実施形態を説明する際に図6を参照して後述する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 4】

本発明の一実施形態では、かみそりの刃23と安着部211とが刃ハウジング21の短方向に沿ってそれぞれ2個配置される場合を示しているが、かみそりの刃23と安着部211の個数は、これに限定されない。かみそりの刃23は、少なくとも一つで、最大に結合しようとするかみそりの刃23の個数に応じて安着部211の個数が対応して決定される。